

*かかりつけの医師の診断に基づき、保護者の方が「インフルエンザ登園届」の記載をお願いします。

なお、保育園等での集団生活に適応できる状態（咳や鼻など症状が改善し、お昼寝や給食などに支障がない状態）に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

*令和4年12月から当面の間、この様式をご利用ください。

インフルエンザ登園届（保護者記入）

園 園長 様

クラス名

児童氏名

令和 年 月 日 医療機関名 において、インフルエンザと診断されました。（発症日：令和 年 月 日）

令和 年 月 日現在、下記のとおり、
「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し、登園が可能となりましたので届け出いたします。

保護者氏名

発症後日数	体温測定月日	朝の体温	夕の体温	解熱薬使用の有無
0日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
1日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
2日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
3日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
4日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
5日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
6日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有
7日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度	無・有

※診断日ではなく、症状（発熱）が出てきた日から体温を測定し、記載してください（1日につき1行ずつ記載）。

※体温の記載漏れがないようご注意ください。記載漏れがあるとお子様のお預かりができません。

※発熱期間が長く、記録様式が足りない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。

【インフルエンザの登園規準（厚生労働省ガイドラインより）】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日	発症後 1日	発症後 2日	発症後 3日	発症後 4日	発症後 5日	発症後 6日	発症後 7日
発熱後 1日で解熱	発熱	解熱	→				登園 可能	
発熱後 3日で解熱	発熱	→		解熱	→			登園 可能

注1：発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱しなくなり3日を経過したことをいいます。